刑 捜 一 甲 達 第 2 号 平成 2 7 年 1 月 2 9 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町長に引き渡す際に交付する書類に ついて

身元が明らかになっているが、引取人となる遺族等が存在せず若しくは所在が明らかでないため又は遺族等が引取りを拒否したため引取人のいない死体(以下「本件死体」という。)については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)第10条第1項ただし書又は死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)第5条第1項ただし書により、死亡地の市町村長に引き渡すこととなるが、その際に警察から市町村長に交付する書類について法令上の明確な規定が設けられていないことから、一部の市町村との間において、実務に混乱が生じていたところである。

そこで、このたび、市町村長への死体引渡しの事務の斉一化及び円滑化を図るため、全国において、下記の措置を講じることとされたので、本件死体を市町長へ引き渡す際には、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 経緯

戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)第92条第1項及び死体 取扱規則第7条第1項に基づき、警察官は、本籍が明らかでない死体を取り扱った場合 には、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市町村長に報告することとされて いる。また、その後の捜査等により、死亡者の本籍が明らかになった場合は、法第92 条第2項及び死体取扱規則第7条第2項に基づき、死亡者の本籍等判明報告書により、 市町村長に報告を行うこととされている。

他方、身元が明らかになった死亡者について警察が市町村長に通知した場合においては、死亡報告書、本籍等不明死体調査書及び死亡者の本籍等判明報告書の全ての交付を求める市町村がある一方で、死体調査等記録書の写しを求める例、特段の書面の交付を必要としない例、別途の書式による通知を求める例等が混在している。

第2 今後の対応

今後は、本件死体の市町村長への引渡しに際しては、死亡報告書の交付等を行うのではなく、別添の通知書に「死体及び所持品引取書」の写しを添付して、市町村長への死亡通知を行うこととする。